

福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金 交付要綱

（通則）

第1条 福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、福岡市乳児等通園支援事業を実施するために必要な運営費の一部を交付することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を行うことを目的とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例（令和7年福岡市条例第3号）及び福岡市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例（令和8年福岡市条例第15号）を遵守し、福岡市乳児等通園支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。

- （1）人件費：保育士等事業実施に必要な人件費
- （2）事業費：水道光熱費、消耗品の購入等事業の実施に直接必要な経費
- （3）事務費：委託費、役務費等事業の実施に間接的に必要な経費

（補助対象事業者）

第5条 福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）市長により福岡市乳児等通園支援事業の認可及び確認（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する認可及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の2に規定する確認をいう。）を受けていること。
- （2）福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員、法人でその役員のうち同号に該当する者のあるもの又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。なお、市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者（法人であるときは、そ

の役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（３）本市の市税を滞納していないこと。

（広域利用に係る補助対象事業者の特例）

第５条の２ 対象児童（実施要綱第５条に規定する対象児童をいう。以下同じ。）が、福岡市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に所在する乳児等通園支援事業者（以下「市外事業者」という。）の実施する乳児等通園支援事業を利用する場合においては、市長は、市外事業者及び当該事業者の所在する市町村と、当該利用の可否について協議するものとする。

２ 前項の規定による協議の結果、対象児童の利用が可能となった場合においては、第３条の規定にかかわらず、市外事業者が実施する乳児等通園支援事業が、児童福祉法その他関係法令に基づき適法に実施される乳児等通園支援事業であり、かつ、当該市外事業者が前条各号のいずれにも該当すると市長が認めるときは、市長は、当該市外事業者を補助対象事業者とすることができる。

３ 前項の場合において、前条の規定は、市外事業者について準用する。この場合において、前条第１号中「市長により福岡市乳児等通園支援事業の」とあるのは「市外事業者の所在する市町村の長により乳児等通園支援事業の」と読み替えるものとする。

（補助金額）

第６条 補助金額は、利用児童（実施要綱第１２条に規定する利用児童をいう。以下同じ。）

１人につき、法第３０条の２０第３項に規定する内閣府令で定める時間（以下「国基準利用時間」という。）を超えた利用時間（満３歳に達した利用児童については国基準利用時間を含めた利用時間）について、予算の範囲内において、別表１の基準額と補助対象経費の実支出額から利用料収入等を控除した額を比較して少ない方の額とする。なお、利用児童の年齢は４月１日現在の満年齢による。

２ 利用児童が利用予定日当日に利用しない旨の連絡を行わず、利用しなかった場合、及び、利用予定日当日に利用しない旨の連絡を確認した場合は、利用申込の内容どおりに利用があったものとみなす。

（生活困窮家庭等負担軽減加算）

第７条 市長は、実施要綱第１５条第４項に規定する利用料の減免があった場合、補助対象事業者に対し、利用児童１人につき国基準利用時間を超えた利用時間（満３歳に達した利用児童については国基準利用時間を含めた利用時間）について、別表２の金額を上限として減免額と同額を補助金額に加算する。

（障がい児加算）

第８条 市長は、利用児童の処遇向上を図るため、次の各号に規定する児童の利用があった場合に、児童の障がいの特性に応じた対応が可能な職員を配置するなどの体制の確保を行った補助対象事業者に対し、別表３の金額を補助金額に加算する。

（１）身体障がい者手帳を所持する児童

- (2) 精神障がい者保健福祉手帳、障がい児通所受給者証又は療育手帳を所持する児童
- (3) 上記のほか、医師による診断書や障がいに関する専門的知見を有する者による意見書等提出により障がいを有することが把握できる児童及び市長が認めた児童

(医療的ケア児加算)

第9条 市長は、利用児童の処遇向上を図るため、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童の利用があった場合に、看護師等や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者を配置するなどの適切な体制の確保を行った補助対象事業者に対し、利用児童1人につき国基準利用時間を超えた利用時間（満3歳に達した利用児童については国基準利用時間を含めた利用時間）について、別表4の金額を補助金額に加算する。

(要支援家庭こども加算)

第10条 市長は、利用児童の処遇向上を図るため、実施要綱第13条第3項第1号に該当する児童の利用があり、かつ、当該家庭に対して必要な支援を行うため市関係部署やその他の関係機関と情報共有等の緊密な連携を図った補助対象事業者に対し、利用児童1人につき国基準利用時間を超えた利用時間（満3歳に達した利用児童については国基準利用時間を含めた利用時間）について、別表5の金額を補助金額に加算する。

(賃借料加算)

第11条 市長は、利用児童の預かり環境の向上を図るため、賃借物件において補助対象事業を実施する補助対象事業者に対し、利用児童1人につき国基準利用時間（満3歳に達した利用児童については国基準利用時間を含めた利用時間）について、別表6の金額を補助金額に加算する。ただし、補助対象事業者が賃貸借契約に基づき毎月支払う金額を上限とし、当該物件を補助対象事業以外の事業と共用している場合は、使用割合等により補助対象経費を按分するものとする。

(初回対応加算)

第12条 市長は、利用児童の処遇向上のため、初回の利用前に、事業の意義や利用に当たっての基本事項の伝達を行うとともに、利用児童の特徴や保護者の意向等を把握するための事前面談を30分以上実施し、かつ、初回の利用直後に、利用児童の様子フィードバックを行うための10分以上の事後面談を実施した補助対象事業者に対し、別表7の金額を補助金額に加算する。

- 2 加算の算定をしようとする場合は、面談記録を残すものとする。
- 3 集合形式で行う説明会にあわせて事前面談を実施する場合は、個別に15分以上の面談を実施するものとする。
- 4 利用児童1人につき1回のみの加算とする。ただし、利用児童が直近の利用から半年以上経過した後の利用である場合は、この限りでない。
- 5 法第30条の20に規定する乳児等支援給付費及び法第30条の21に規定する特例乳児等支援給付費において加算した場合には、補助金額に加算しない。

(保護者支援面談加算)

第 13 条 市長は、利用児童の処遇向上のため、利用児童の様子等を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等、育児に関する相談に適切に応じ、必要な助言等を行う面談を 30 分以上実施した補助対象事業者に対し、別表 8 の金額を補助金額に加算する。

2 加算の算定をしようとする場合は、面談記録を残すものとする。

3 利用児童 1 人につき月 1 回のみの加算とし、前条の加算と同月には加算しない。

4 法第 30 条の 20 に規定する乳児等支援給付費及び法第 30 条の 21 に規定する特例乳児等支援給付費において加算した場合には、補助金額に加算しない。

(加算の算定)

第 14 条 補助対象事業者は、同一の児童の利用に際して、第 8 条に規定する「障がい児加算」、第 9 条に規定する「医療的ケア児加算」及び第 10 条に規定する「要支援家庭こども加算」を同時に算定することはできず、いずれか一つを選択して、算定しなければならない。

(補助金の交付申請)

第 15 条 補助対象事業者は、市長に対しその定める期日までに、福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

(交付決定)

第 16 条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第 5 条の規定に基づき交付の決定を行い、補助対象事業者に対し福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 市長は、交付決定を行うに当たって、補助対象事業者に対して、必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付時期)

第 17 条 市長が補助対象事業者に交付する補助金は、確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助対象事業の性質上、その事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、市規則第 17 条第 1 項ただし書の規定を適用し、事前に概算払いにより交付することができる。

なお、事前に概算払いにより補助金の交付を受けた後、確定した補助金額が事前に交付を受けた額に満たない場合、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(実績報告)

第 18 条 交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

(補助金額の確定)

第 19 条 市長は、補助対象事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金確定通知書（様式第 4 号）により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助決定の取消し等)

第 20 条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは市の指導に従わない場合には、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金返還)

第 21 条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、福岡市乳児等通園支援事業運営費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第 5 号）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこととする。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(関係書類の整備)

第 22 条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金の交付目的の達成状況を調査する必要があると認める時は、補助金の交付を受けた補助対象事業者に対して必要な報告をさせ、又は補助対象事業に係る帳簿書類その他を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

(細則)

第 23 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱は令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この要綱は決裁日から施行し、令和 7 年 12 月 24 日から適用する。

(期間)

4 この要綱は令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

附則

(施行期日)

1 この要綱は令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

(期間)

2 この要綱は令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するもの。

別表 1 補助基準額（利用児童 1 人 1 時間あたり）

利用児童の年齢区分	金額
0 歳児	1,700 円
1 歳児・2 歳児	1,400 円

※30 分に係る部分の金額については、1 時間あたりの金額に 1/2 を乗じた金額とする。

別表 2 生活困窮家庭等負担軽減加算（利用児童 1 人 1 時間あたり）

区分	金額
生活保護世帯	300 円
住民税非課税世帯	200 円
市町村民税所得割合算額が 7 万 7,101 円未満の世帯	
要支援家庭等のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、費用負担金額を軽減することが適当であると認める場合	

別表 3 障がい児加算

単位	金額
利用児童 1 人 1 時間あたり ※国基準利用時間まで	500 円
利用児童 1 人 1 時間あたり ※国基準利用時間を超えた時間 (満 3 歳に達した利用児童については 国基準利用時間を含めた利用時間)	1,100 円

別表 4 医療的ケア児加算

単位	金額
利用児童 1 人 1 時間あたり	2,500 円

別表 5 要支援家庭こども加算

単位	金額
利用児童 1 人 1 時間あたり	600 円

別表 6 賃借料加算

単位	金額
利用児童 1 人 1 時間あたり	200 円

別表 7 初回対応加算（利用児童 1 人 1 回あたり）

利用児童の年齢区分	金額
0 歳児	1,700 円
1 歳児・2 歳児	1,400 円

※事前面談と事后面談をあわせて 1 回と算定。

別表 8 保護者支援面談加算

単位	金額
利用児童 1 人 1 回あたり	1,400 円